The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「山東問題」の直接交渉をめぐる日中関係の展開
Author(s)	申, 春野
Citation	国際公共政策研究. 2005, 10(1), p. 197-215
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/7983
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「山東問題」の直接交渉をめぐる日中関係の展開

The Evolution of Relations between Japan and China over the Direct Negotiation on the ShanDong Question

申　春野*

SHEN ChunYe*

Abstract

After the Paris Peace Conference, the conflict over the ShanDong interests still existed between Japan and China. The purpose of this paper is to clarify aspects of the diplomatic policies of both countries by analyzing the failed progress of the direct negotiations over the ShanDong question.

キーワード：山東問題、直接交渉、ワシントン会議、対米協調

Keywords：ShanDong Question, Direct Negotiation, the Washington Conference, Cooperation with the United States

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

周知のとおり第一次世界大戦を境に、帝国主義時代の西欧国際体系は転換期を迎えることになった。これまでの同盟・協商関係や秘密外交を軸とする帝国主義的な二国間協調に代わって、「正大公明」や「正義人道」を重視する多国間の協調が徐々に国際政治の主流となった。いうまでもなく、このような国際政治環境の変容は、日本外交の方向性にも多大の影響を及ぼしたと同時に、東アジアにおける新たな国際秩序を構築する契機ともなった。とりわけ、極東問題の震源地であった中国は、この国際潮流に順応して、これまで見られなかった活発な多国間外交を展開し、国権回収を目指して自らの立場をもって国際政治舞台で奔走した。

しかし1919年1月からおよそ五ヶ月間開かれたパリ講和会議において、山東権益の無条件譲渡を要求する日本の主張が貫徹された。そして、その代価として、日本は新たに高揚したナショナリズムを背景とする中国の外交攻勢と、山東問題を含む極東の国際政治へのアメリカの執拗な介入姿勢に直面することになった。山東問題をめぐり、パリ講和会議で満足できる結果を得られなかった中国は、対独講和条約の調印を拒否した。そして、山東問題も戦後の中国外交、日中関係およびアメリカを筆頭とする列強の極東政策におけるもっとも困難な懸案の一つとなった。換言すれば、第一次世界大戦後国際的孤立の窮地に立たされた日本外交にとって、早急に山東問題を解決して、中国及びアメリカとの関係改善を図り、四面楚歌の窮境から脱出することがなによりの急務となった。

従来の山東問題に対する研究は、パリ講和会議とワシントン会議に集中されていて、両会議間の二年半の期間における、山東問題の直接交渉をめぐる当事者諸国の外交動向に対する分析は十分に行われてこなかったように思われる[1)]。周知のように、パリ講和会議後、原内閣は何度も山東問題の直接交渉を中国政府に呼びかけていたが、中国側は対日直接交渉を固く拒否し続けた。日中両国の国際的地位と軍事力の差が歴然としている状況に鑑み、中国は、単独で日本と直接交渉をするのは不利であると判断し、なるべく国際会議の場で交渉を行おうと試みた。そして、1920年11月と1921年10月に開かれた国際連盟第一、二次大会に山東問題を提起することによる解決策を模索したのである。

1）第一次世界大戦後の日本外交に関する主な研究は、三谷太一郎『日本政党政治の形成－原敬の政治指導の展開』（増補版）東京大学出版会、1995年、麻田貞雄『両大戦間の日米関係－海軍と政策決定過程』東京大学出版会、1993年、川田稔『原敬－転換期の構想』未来社、1995年、関静雄「摩擦と協調－原敬の日米協調主義」（『日本外交の基軸と展開』ミネルヴァ書房、1990年）などがある。これらの研究が、原内閣期からワシントン会議にかけての時期を日本外交の転換期と捉えた。それと対照的に、服部龍二は、この時期の日本外交について、日本の満蒙地域における旧来の勢力範囲外交を続けたことを指摘し、第一次世界大戦後の日本外交の転換を疑問視し、限定的に評価すべきだと主張している（『東アジア国際環境の変動と日本外交　1918年－1931年』有斐閣、2001年）。しかし、これらの研究においては、本稿で取り上げる、山東問題の直接交渉をめぐる日中間の外交応酬については、ほとんど触れていない。

したがって、パリ講和会議で懸案となった山東問題をめぐり、両当事国である日本と中国のこの時期における外交動向と政策の特徴を検討することを通じて、この時期を、後に確立されたワシントン体制への序曲の段階として位置付けることが、本稿の第一の目的である。そして、このことと関連して、大戦中は守勢に立たされたアメリカをはじめとする列強が、新たな極東政策を持って巻き返しを図る外交姿勢についても考察することを、本稿の第二の目的とする。さらに、日本と中国がパリ講和会議後の国際環境の変化に対応しながら、山東問題を中心に展開した外交交渉の過程を考察するとともに、後のワシントン会議でのそれぞれの政策につながる外交政策の要素を探っていきたい。

一、　パリ講和会議の余波－日本

1、高揚する中国ナショナリズムに直面して

周知のように、1919年のパリ講和会議は、日本が第一次世界大戦後の中国の新しい外交攻勢に初めて直面することになった重要な転換点である。この会議で討議された山東問題の結果に刺激された形で、中国では全国規模の反日運動、すなわち、五・四運動が起こり、一年以上も続いた。

しかし、このような中国の反日感情の高まりと、それに後押しされた北京政府の態度について、小幡駐中公使をはじめ、原内閣はその意味を理解しないままでいた。例えば、小幡は「……米国は日本の対支方針を理解せず、事毎に日支両国の離間中傷策を採り、山東問題を中心とする排日運動の如きは全く米国製といってもよいくらいもので、故意に両国関係を悪化せしむるような行動をとっているといっても何等弁解の辞がなかろう」とし、「我輩は米国が真に東亜の平和を顧念し、支那の発展を促そうというのであるならばもっと公正な態度であって貰いたいと思う。殊に現在在支米国官民がやっているようなことは、結局日支両国の関係は固より、軈て日米両国の国交に重大なる間隙を生ずる以外の何物でもないと憂うるのである」[2)]と考えていた。

この小幡とまったく同じように、原もまた「今日の支那騒動は全く支那の為に利益ならず」とし、「支那が山東問題に付騒動するは謂れなき事なり、日本は約束通り支那に還付すべし、支那は兎角他国の力を借りて日本を圧伏せんとするは日本の許容すべからざるところなり」[3)]と、5月22日の日記に記したのであった。

続いて6月19日の日記は以下のように書いている。「目下の排日騒動は久しからずして消

2）小幡酉吉伝記刊行会編『小幡酉吉』（日本外交史人物叢書、第10巻）ゆまに書房、2002年、255頁
3）原奎一郎編『原敬日記』福村出版、1981年、第5巻、1919年5月22日、98－99頁

滅すべきも排日の思想及び口実は容易に消滅せざるべし故に外面は飽まで列国との協調を努むべく支那は到底列国の事実的干渉の下に存在するの外なかるべきに因り列国との協調を破るは我国の不利なれば協調を努むべく、裏面に於ては飽くまで親日派を援助して失望せしめざるの方針を取るべし、之が為めには年々五六百万乃至一千万円の金は投ずるの覚悟を要するに付内閣に於ても既に内密決する所あり、又現在に於て万一徐大統領倒壊せば支那の政局は収拾すべからざるに至る可き……」[4]。

以上のような対中非難の見方は、戦後の中国の新しい外交姿勢に対する衝撃の裏返しであったと言えよう。その根底には、日本が中国においてほかの列強と異なる特別に重大な利害関係を持つという認識が一貫してあった。ようするに、原は、中国が将来かなり長期間にわたって内紛を続けて独立を勝ち取ることができず、列国の事実上の干渉下に存在するほかはないと見ていた。そして、その列国とは具体的に英・米両国であり、英・米は世界の支配者となり、極東では日本がそれに加わる。つまり、日本の国際協調とは、英・米には低姿勢で歩調を合わせ、中国には高姿勢にでるというようなものだった。

2、アメリカとイギリスからの対日牽制

パリ講和会議で、日本全権は大戦中に結ばれた日中条約を後盾に、講和条約への不調印さえほのめかした結果、旧ドイツ権益の日本への無条件譲渡を講和条約に明記させることに成功した。しかし、それは条件付のものであった。5月4日、日本全権はウィルソン大統領の要請に従い、不本意ながら以下の声明を発表した。「山東半島の全主権を中国に返還し、そして、ドイツに与えられていた経済的権益と、通常の条件下で、青島に居留地を設定する権利のみを保持することが日本の政策である。また山東鉄道に関しては、日中合弁事業とし、特別警察は、交通安全を確保する以外の目的には使用することができない。鉄道警察は中国人によって組織され、日本人顧問は、中国政府によって任命される」[5]。

ところで、日本政府が二ヶ月以上たった7月になっても、この全権の声明を公表しないことに苛立ち、7月25日、ウィルソン大統領は出淵駐米臨時代理大使を呼び出し、以下のような通告を行ったのである。すなわち、「巴里首相会議に於て打ち合わせたる事項一切を発表するの必要を認め先ず日本政府に向て其の自発行為として進んで右顛末発表方を促すことに決定せる旨を語り日本政府に於て来週月曜日（7月28日）迄に之を発表せられ度然らず

4）同上、1919年6月19日、109頁
5）松井大使から内田外相へ、1919年5月4日、外務省編『日本外交文書』大正8年第3冊(上)、288－292頁。なおパリ講和条約の山東問題関係条項（第4編、第8款）については、外務省編『日本外交年表竝主要文書』上、492－493頁を参照。

んば大統領自ら発表すべしと頗る強気語気を以て述べ」[6]た。こうして、牧野声明の内容と、山東権益の早期還付実行の意図を改めて公表するように、アメリカは日本政府に強く要請したのである。

このような背景もあって、日本は、8月2日に渋々と内田外相の談話を発表した。すなわち、「講和条約批准後は、速やかに膠洲湾還付交渉を開始し、還付協定が成立すれば、膠洲湾租借地及び膠済鉄道の守備は全部撤退すること、日本の保持しようとするのは、単にドイツに許された経済上の特権に過ぎない」と表明した。この内田談話は、5月4日の牧野声明の内容を踏まえたものではあったが、「1915年の日中条約に基づく日本の専管居留地設置の変わりに、各国共同居留地の設定を考えている意向がある」[7]と付け加えた。

しかし、この内田談話の中に、牧野声明には言及しなかった大戦中の日中条約が引用されていたため、4月30日の首相会議における諒解と異なると、アメリカ政府の強い反発を招いた。さらに、8月6日、ウィルソン大統領は声明を発表し、アメリカは決して1915年と1918年の日中間で交換された条約を黙認したわけではないと、再度日本側を強く牽制した[8]。

他方、アメリカの牽制と時を同じくして、山東問題をめぐる日本の対中政策に対する危機感と牽制は、イギリスからもあった。大戦によって、政治と経済両方面において、極東での発言力が著しく低下したイギリスにとって、中国における自国の広大な勢力範囲を日本の蚕食から守るために、資本の豊富な巨大国アメリカの力を仰ぐことが必要となった。換言すれば、これまで日本とアメリカの間で均等に振っていた、イギリスの外交政策の振り子は、日本の対中政策の出方、そして、それに連動する日米関係の変動によって、一気にアメリカに傾く可能性が、この時から膨らみ始めたと考えられる。

7月18日と22日、カーゾン・イギリス外相代理は、二度にわたって珍田駐英大使と会談し、中国全土を席巻している反日運動の高まりに触れ、日本の対中国・朝鮮政策について、日本政府のやり方に強い批判を浴びせた。

内田外相宛てに送られた珍田大使の電報によると[9]、カーゾンは、まず「列国が大戦に拘束された際、中国における優越的地位を追求した日本の対中政策は、中国国内から強い反発を受けたのみならず、アメリカはもとより、イギリス国内までもが中国に同情を寄せている」と指摘した。つづいて、「山東問題が世界の審判にかけられた場合、日本にとって不利な結果になるのは間違いないだろう」と警告した。さらに、カーゾンは、「山東問題に関する日

6）出淵臨時代理大使から内田外相へ、1919年7月25日、外務省編『日本外交文書』大正8年、第3冊（下）871－872頁。この時のウィルソン大統領の態度に関しては、Foreign Relations of the United States, 1919, the Paris Peace Conference, 5, pp 363-364を参照。
7）内田外相から出淵臨時代理大使へ、1919年8月2日、同上『日本外交文書』大正8年、第3冊（下）894－897頁
8）出淵臨時代理大使から内田外相へ、1919年8月7日、同上『日本外交文書』大正8年、第3冊（下）905－907頁
9）珍田大使から内田外相へ、1919年7月24日、同上『日本外交文書』大正8年、第3冊（下）864－867頁

中間の条約の有効性に対して疑問を感じる」と述べ、「山東問題に対する日本の意図を闡明し、還付実行の時日を明確に指定することが、日本に対して中国および列国が抱いている疑念をはらす方法である」と繰返し強調した。

以上のような列国からの強い牽制は、原首相をはじめ日本の外交政策担当者に威圧感を与え、その後の日本政府の対中政策をかなりの程度拘束したと考えられる。ようするに、戦後日本政府が、山東問題を含む中国問題を処理するに当たって、列強とりわけアメリカとの関係を重視する姿勢をとらなければならなくなり、国際的孤立の窮地から抜け出すための政策転換を迫られた。

二、国際連盟への参与と山東問題——中国

1、国際連盟への期待と参与

1918年1月、アメリカのウィルソン大統領が議会で行った「14ヶ条」演説は、世界中に大きな波紋を投じた。ウィルソン大統領の主張に代表される新たな国際秩序観と外交理念が、規範面で国際政治のあり方に大きな影響を及ぼすことになった。中でも国際連盟を創立する構想は世界中の弱小国に未曾有の期待を抱かせた。とりわけ中国の場合、その期待感は、山東問題解決と不平等条約の改正の要求へと具体化していった[10]。

中国においては、この国際連盟の重要性について、もっとも早く認識したのは駐米公使の顧維鈞であった。周知のとおり、顧は「ヤング・チャイナ」の代表人物として、パリ講和会議で山東権益回収をめぐり、日本の主張に真っ向から対抗し、それまでの中国の伝統外交からはまったく見られなかった、積極的かつ自主的な外交姿勢を世界に見せ、中国の国際的地位の向上に大きく貢献した。

1918年12月にパリに到着した顧は、講和会議の後も北京政府の指示に基づいて1920年6月までパリに留まった。その間、かれは対奥条約の調印などに携わり、国際連盟の創立に積極的に参与することを通じて中国の常任理事国化を目指しながら、山東問題の国際連盟への提出などの解決策を模索していた。つまり、パリ講和会議前後、中国の国際連盟への加入や第一、二回国際連盟大会への参加など、一連の中国外交において、ほとんど顧がその中心的役割を果たしたと言えよう。

ウィルソンの演説が行われた直後、顧はただちに北京の外交部に電報を送り、「国の規模

10) 以下この時期の中国の国際連盟外交については、川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、2004年、第2部の第3章、4章、唐啓華『北京政府與国際聯盟』東大図書公司。1998年、第1章、2章、3章、石源華『中華民国外交史』上海人民出版社、1994年、第3章を参照。

大小を問わず、各国の政治独立と領土保全を保証する」というウィルソン演説の第14条は、中国問題と密接に関連していると、政府の注意を促した[11]。同様な意見は当時の駐英公使施肇基からも北京政府に寄せられた[12]。

顧は、国際連盟のような国際組織に加入することは中国に有利だと信じ、ワシントンの公使館内で研究グループをつくり、関連情報の収集と分析に携わった。したがって、顧は、集団安全保障が中核となるウィルソン大統領の国際新秩序構想に対する理解も深く、そして、この超越的な国際組織の力を借りて中国の権益を守ろうと考えた。さらに、顧は、パリに赴く前に、ホワイトハウスを訪問し、ウィルソン大統領に、中国の国際連盟創立構想に対する支持の意を惜しまず表明し、中国の主張に対するウィルソン大統領の理解を得ると同時に、講和会議における米中両国全権団の協調関係を確認しあった[13]。

ようするに、顧は、ウィルソンの国際連盟構想に最大の賛意を表明することを通じて、アメリカとの関係を緊密化し、アメリカによる援護を最大限に引き出そうとした。そして、12月中旬、パリに到着した顧は、12月30日に施肇基駐英公使と連名で速やかにまず北京の外交部に電報を送った[14]。その電報のなかで、顧は、アメリカの国際連盟重視の態度と、中国にとっての国際連盟創立の重要性を強調し、国際連盟構想に対する中国の全面的支持と、積極的参与の意向を、徐世昌大総統の名前であらためてアメリカに示すように再度促したのであった。

さて、パリ講和会議が開幕して一週間後の1月25日に、国際連盟委員会が第二次総会において設立され、国際連盟規約の制定に取りかかった。この国際連盟委員会は五大国から二人ずつ、そして、中国、ブラジル、ベルギーなど九つの小国から一人ずつ、計19人で構成された。顧は中国の代表として、2月初旬から4月下旬まで、15回にわたって開かれた委員会にすべて出席した。

2月14日の第三回講和会議総会で、ウィルソン大統領は連盟規約の草案を公表し、「本案は単に平和維持の為に国民の連合を目的とするののみならず又国際的に利害関係ある大問題に関して其協力を目的とするもの」であり、そして、「秘密条約廃止、小弱国民の保護も亦重きを置く処なり」だと述べた[15]。これに対して、顧も草案立案者の一人として全討議過程に参加した満足感と喜びを表明した後、「この草案の精神に基づいて創立される国際連盟は、

11) 民国7年1月11日収、駐美顧公使電（外交部档案03－37、2－1）
12) 民国7年1月17日収、駐英施公使電（外交部档案03－37、3－1）
13) Pao-Chin Chu, V.K. Wellington koo: A Study of the Diplomat and Diplomacy of Warlord China, During His Early Carrer, 1919-1924 (University of Michigan, 1971), pp 37-40、『顧維鈞回憶録』第1分冊、中華書局、1983年、168－170頁
14) 民国7年12月30日、照訳駐英駐美公使来電（外交部档案03－37、13－2）
15) 松井大使から内田外相へ、1919年2月16日、『日本外交文書』大正8年、第3冊（上）、45－47頁

国際間の非合法的な行為を防ぎ、世界平和を保障するだろう。永久平和は人類の古くからの究極的な目標であり、今日草案が無事に公表されたことは、この究極的な目標に大いに近づいたことである。中国はこの国際連盟のさらなる発展を促進することを、自らの責務と考えており、国際連盟が人類史上最も公正なる機関と成すために、中国は外の加盟国と協力して尽力することを約束する」[16]と、演説を行った。

こうして、顧は、パリ講和会議における国際連盟の創立全過程をとおして、積極的に発言を行い、規約草案の制定に大きく寄与したとほかの委員会メンバーから賞賛されたと言われている[17]。そして、当然でありながら、中国国内にとっても、このようなかれの活躍ぶりは評価すべきものだった。後に中国の外交総長となった顔恵慶も、「集団安全保障、正義人道の維持、民主的政治の促進などの議題に関して、顧は中国を代表して数多くの有益な提言を行い、それらの提言は国際連盟規約草案に取り入れられ、偉大なる貢献をした」[18]と、顧の功績を称えた。

さて、4月28日、連盟規約草案の修正も一段落がつき、五大国からなる五つの常任理事国のほかに、ブラジル、ベルギー、ギリシャ、スペインといった四つの非常任理事国も選出され、国際連盟理事会が構成された。中国は、この間の諸会議に終始積極的参加し、対ドイツ講和条約には調印しなかったが、対奥条約を調印することによって、1920年6月、正式に国際連盟に加盟し、国際連盟創始国の一つとなったのである。

さて、国際連盟の第一回目の大会は、1920年11月15日から12月18日までスイスのジュネーヴで開催された。北京政府は駐英公使顧維鈞、駐オランダ公使唐在復を代表に任命し、出席させた。この大会で、中国は一つの大きな転機を迎えることになった。すなわち、パリ講和会議で非常任理事国の一つとして選出されたギリシャで政変が起きたため、非常任理事国の空席が出てきたのである。そこで、中国は、アジア・ヨーロッパ・アメリカの三洲に分けて代表を選ぶという分洲主義を主張し、スウェーデン、ルーマニア、ポーランドなどの国と争った結果、国際連盟第一回大会の非常任理事国に選出された。さらに、1921年9月に開かれた第二回大会においては、中国は理事会主席として、開幕式を司会し、祝辞を述べるなど国際社会における活躍の場を広げた[19]。さらに、もう一つ特に注目すべきことがあった。すなわち、顧維鈞と一緒に大会に出席した中国代表王寵恵が、この第二回大会で設立された国際

16) 前掲『中日関係史料－巴黎和会與山東問題』、417－418頁、「顧全權於巴黎之演説詞」を参照
17) 唐啓華「顧維鈞与北京政府対国際連盟的参与」を参照。復旦大学歴史学系編『顧維鈞与中国外交』上海古籍出版社、2001年、86－113頁
18) 顔恵慶著、呉建雍、李宝臣、叶鳳美訳『顔恵慶自伝－一位民国元老的歴史記憶』商務印書館、2003年、137－138頁、顔恵慶著、姚松齢訳『顔恵慶自伝』台北伝記文学出版社、1989年、99頁
19)「参与国際連合会第2届大会総報告」(外交部档案03－38、8－1)、「連合会代表辦事処11月11日函」(外交部档案03－38、22－1)

法廷における定員四人の副判事の一人に選出されたことである[20]。

こうして、パリ講和会議後、中国の国際組織への参与はより一層積極化した様子を呈したのである。言うまでもなく、このような政策の目的は、こうした国際社会への進出を通じて中国の国際的地位を高め、山東問題の解決や不平等条約の改正に有利な国際環境を作り出すことであった。つまり、この時期から、中国は意識的に多国間関係において日中関係の懸案を解決しようとしたのである。

2、国際連盟への山東問題提起の曲折

山東問題の解決が困難な様相を呈し始めたパリ講和会議の後半から、この問題を国際連盟において解決を図るべきだという主張が出はじめた。とりわけ国際連盟創立に最大の熱意を注いだウィルソン大統領からの助言もあって[21]、中国国内からパリにいる中国全権団まで、当初は国際連盟への山東問題提起及び解決に相当な期待を寄せていた。

そして、中国は対ドイツ講和条約の調印を拒否したが、対奥条約調印によって国際連盟への加盟を果たした。これによって、山東問題解決の方法も、①日中両国間で直接交渉を行う、②国際連盟へ提起する、といった方向に絞られた。言うまでもなく、日本は直接交渉を望んでいた。しかし、日本の希望とは逆に、中国では、日本との直接交渉によって、1915年の「21ヶ条」条約交渉時のように、ふたたび日本に圧倒されるではないかという強い危機意識から、とりわけ民間世論と広州政府が日本との直接交渉に断固として反対し、山東問題の解決は国際連盟に託すべきだと強く主張した。

このような主張の背後には、アメリカ議会が対ドイツ講和条約に対して留保をしたことの影響があった。つまり、この時点で、中国はまだアメリカが主導権を握る国際連盟で支持が得られると過剰な期待を持っていた。したがって、1920年1月19日、小幡駐中公使から直接交渉の申し出を受け取った北京政府は回答に窮していた。というのは、日本の申し出を承諾すれば、対ドイツ講和条約調印拒否の意味はなくなるし、申し出に応じなければ、山東は日本に占領されたまま解決ができなくなるからである。そこで、北京政府は各方面に建策を求めた。なかでも、北京政府がもっとも重視したのは、パリ講和会議前後からずっと山東問題に携わってきた顧維鈞の意見であった。小幡の申し出を受け取った翌日の1月20日、外交部は速やかにパリにいる顧に電報を送り、事態を知らせたと同時に、対策に困窮している政府がもっとも仰ぎたいのは顧の考えだと念を押した[22]。

20）前掲、唐「顧維鈞与北京政府対国際連盟的参与」、94頁
21）中央研究院近代研究所編『中日関係史料－巴黎和会與山東問題』2000年、202－203頁、285－286条 、収法京陸総長電、1919年年6月2日到
22）中央研究院近代研究所編『中日関係史料－山東問題（上）』1987年、3頁、 1920年1月20日、發法京顧公使電

これに対して、顧は、まず「国際連盟が創立されたばかりの現時点において、山東問題をめぐりもっとも協力してくれたアメリカがまだ加盟しておらず、英・仏は対ドイツ条約の実行に専念している現状から、中国が山東問題を提出しても理想的な効果は得られない」と指摘した。さらに、顧は国際法上の見地から、「いったん日本側の直接交渉の申し出を受け入れて、中国の還付条件が日本に受け入れてもらえない場合、交渉を決裂させ、国際連盟に仲裁を求めるのが手順を踏んだ解決策である」[23]と考えていた。このような顧の観点は、北京政府の外国人顧問たちの意見と相通ずる特徴をもっていた。ファーガソンは、「……消極的な拒否策では、かえって日本に口実をあたえる恐れがある。パリ講和会議後の1919年8月に、日本が山東権益継承の根拠としていた1915年の日中交換条約に対して、ウィルソン大統領は不承認の態度を明確に表明した。したがって、これからの日中交渉において、日本がこれらの条約を持って中国に圧力をかけるのであれば、中国は国際連盟など国際社会からの支持を得られるだろう」[24]と、国務院に電報を送った。

一方、日本政府は、1月の直接交渉申し入れの後に、4月と6月にも自らの直接交渉の要求に応じるよう、三度にわたって中国外交部に提案した。しかし、北京政府は、国内からの直接交渉拒否の動向を無視することができなかった。なぜなら、1月の日本による一回目の直接交渉申し入れの後、国務院には毎日のように全国各地の各種の団体から、大量な直接交渉反対の電報が届いたからであった[25]。例えば、当時の著名なオピニオンリーダーの蔡元培北京大学総長からは、「中国政府が対独平和条約調印拒否により、当然対日直接交渉承認の根拠もなくなるはずである。したがって、もし政府がいまになって日本との直接交渉に応じるなら、それは、日本の山東権益継承の主張に自ら賛同することになる。さらに、アメリカがまだ保留のままである現在の国際状況に鑑み、中国が率先して日本と直接交渉を行うなら、中国の国際社会における信義がなくなるばかりではなく、世界、とりわけアメリカからのせっかくの援護も無駄になる」[26]というような内容の電報が送られた。このような認識は直接交渉反対論の一つの典型であった。こうして、結果的に、日中間で直接交渉が一度も行われないまま、山東問題は依然双方の懸案となったままの状態で、11月の国際連盟第一次大会の開会を迎えたのであった。

他方、こうした日中間の直接交渉をめぐる応酬と並行して、北京政府は山東問題の国際連

23) 同上、『中日関係史料－山東問題（上）』10－11頁、22頁、収法京顧公使来電、1920年1月28日及び2月2日
24) 同上、『中日関係史料－山東問題（上）』61－62頁、収衡州呉佩孚等電、附件壱「顧問福開森於山東問題説帖」、1920年2月22日
25) 例えば、「全国各界連合大会代表」「山東省議会」「上海学生同盟」「湖南商会」「江蘇省教育会」などのような全国範囲における商・官・学各界の組織から電報が寄せられた。このような民間による対日直接交渉反対論は、1921年末のワシントン会議期間中まで続いた。
26) 前掲、『中日関係史料－山東問題（上）』43－44頁、収院交蔡元培呈、1920年2月13日

盟への提起をも模索した。したがって、北京政府は1920年10月から、駐英公使施肇基、駐米公使顧維鈞、駐仏公使代理岳昭橘、駐伊公使王広圻などの在外公使に電報を送り、それぞれの駐在国政府の意向を探るように命じた[27]。しかし、各公使から返ってきた報告の内容はいまひとつ芳しくなかった。とりわけ駐米公使の顧維鈞の意見はその代表であった[28]。顧は北京政府の電報を受けた後、10月19日から北京の外交部に意見を送りつづけた。それは以下のような内容だった。①上院の強い反対にあい、国際連盟に加入していないアメリカ政府には、中国を援護する余裕などがない②英・仏・伊各国はパリ講和会議で日本の肩をもったし、今回の大会においても対ドイツ条約の実行を優先すると考えられるため、高い期待は望めない③山東問題の処理をめぐるアメリカ国内の政治情勢の混乱ぶりが、ほかの加盟国にどんな影響を与えたのかがまだ不透明であるため、もう少し様子見をした方が望ましい④今大会におけるおもな目的は連盟内部の各組織の確認にあるため、山東問題のような難解な問題を提起するには不利である。

以上のような経緯もあって、結局のところ、北京政府は国際連盟への山東問題提起を見合わせることにした。その背景には、確かに前述した中国に不利な状況が存在したという点があげられる。しかし、日本からの直接交渉の申し出を頑として拒否する一方で、中国は、国際的な場での解決のタイミングをはかりつづけた。つまり、国際連盟が世界機構としての権威がまだ樹立されてない現状に鑑み、中国は、新たな解決方法を模索しながら、後のワシントン会議における山東懸案の解決につながっていく筋道を立てていたのである。このような北京政府の政策決定過程における、在外公使と政府指導層の国際情勢動向に対する的確な判断と現実的政策選択も、見逃してはならないだろう。

三、ワシントン会議への道程

1、「日中直接交渉」の破綻

前述したように、中国はパリ講和会議前後から、日中間に存在する懸案問題をなるべく国際連盟や国際会議などの開かれた場で解決しようとした。それと対照的に、日本の「両国限りの問題」[29]という認識は根深く、とりわけ山東問題が国際会議に上程されることを極力回避することに固執した。よく知られているように、パリ講和会議において日本は、自らの山東権益継承の要求に関しては、終始一貫強硬な態度に出たが、戦後の新世界秩序の構築を目

27）前掲、『中日関係史料－山東問題（上）』216頁、發駐英施公使、駐美顧公使、駐法岳代辦、駐義王公使電、1920年10月14日
28）同上、『中日関係史料－山東問題（上）』271－278頁、収駐美顧公使電、1920年10月19、20、22、23日
29）麻田貞雄『両大戦間の日米関係－海軍と政策決定過程』東京大学出版会、1993年、第三章を参照

指す国際連盟の提案については、まったくというほど関心を持たず、受動的な「大勢順応主義」に終始した。

このような日本の外交姿勢の背景には、国際連盟創設に対する外務省を始めとする日本政府の消極的な見方があった。パリ講和会議直前の1918年11月19日の臨時外交調査委員会で可決された「ウィルソン十四ヶ条ニ対スル帝国意見案」[30]が、国際連盟構想に対する冷淡な態度を表明したことはよく知られている。対米協調外交の代表人物と評価されている幣原でさえも、「こんな円卓会議で我が運命が決せられるのは迷惑至極だ。本条項は成るべく成立させたくないが、どうもこういうものは採用されがちだから、大勢順応の外ないだろうが、充分に研究してかからねばならぬ」と、国際連盟構想に関心がなく、極めて批判的であった[31]。

原内閣は、すでに1919年5月27日の閣議において、講和条約が調印され日中両国がともにドイツに対し効力が発生したのち、もし中国側の要請があればただちに膠州湾租借地還付に関する諸事項の商議を開始する用意あるという案を採択した。しかし、中国の講和条約調印拒否によって、日本は正式に山東権益を継承できない状態がつづいた。このような膠着した状況を打開するために、1920年1月から6月にかけて、日本政府は合計三回にわたって北京政府に山東問題の直接交渉を呼びかけていた。

パリ講和条約が正式に批准された四日後の1920年1月14日、閣議決定および外交調査委員会決定をへて、内田外相から北京の小幡公使宛てに、膠州湾還付および山東善後問題に関する以下のような政府訓令が送られた[32]。「①平和条約の効力発生に付き、日本政府はこれまでの声明の通り、山東権益の還付に関して、中国政府と交渉を開始し、迅速かつ誠実に本案の妥結を図りたい、②山東鉄道沿線の守備にあたっている日本軍隊は、日中間の還付協定が成立した後速やかに撤退する。その代わり、中国人による警察組織を至急に完成することを希望する」。これに対して、小幡公使は、1月19日に、中国外交部の陳録総長代理と面会して、上の政府訓令を手渡しした同時に中国政府になるべく早く回答するように求めた。さらに、小幡公使は中国政府の意向を探るために、19日、20日、24日の三日間にわたって、靳雲鵬総理、段祺瑞督軍、曹汝霖交通総長といった三人の北京政府の有力者ともそれぞれ会って、日本政府の意向を伝えたと同時に、中国が日本の直接交渉提案を受け入れるように働きかけた[33]。

30) 外務省編『日本外交文書』大正7年、第3冊、676－678頁
31) 幣原平和財団『幣原喜重郎』1955年、136－137頁
32) 内田外相から小幡公使へ、1920年1月14日「膠州湾還付其他山東善後問題ニ付交渉ヲ開始シ円満ナル解決ヲ図リ度旨中国政府へ申入方訓令ノ件」、前掲『日本外交文書』大正9年、第2冊（上）、3－4頁
33) 小幡公使から内田外相へ、1920年1月19、24日、前掲『日本外交文書』大正9年、第2冊(上)、13－17頁、小幡の報告によると、陳籙外交総長代理に公式に渡した翌日、非公式に段祺瑞に覚書の中国語訳を渡して協力を求めたという。

しかし、日本政府の期待に反して、前節で述べたような日増しに高まってくる中国国内の直接交渉反対論は衰えることがなかった。その様子は、1月24日の小幡公使から外務省宛ての報告からもうかがうことができる。小幡はそこで、「段祺瑞始メ北京政府ノ有力者ハ此際直接交渉ニ傾きツツアル一方一般ノ空気ハ依然トシテ反対ノ気運盛ンニシテ山東省議会上海学生連合会等ヲ始メトシ反対電報ノ政府ニ到達スルモノ頻頻」と述べ、さらに「陳録カ政聞報記者ニ語リタル所トシテ同紙ノ報スル所ニ依レハ陳ハ今ヤ外交ハ公開セラレサル可カラス政府ノ外交ハ既ニ国民ニ移レリト曰ヘリト謂フ」[34]と書いている。こうして、中国の民間における直接交渉反対の動きは、3月のアメリカ上院における山東条項留保案が通過した後は、さらにその勢いを増した。

このような情況のなか、4月21日に内田外相から小幡公使宛てに、山東問題に関する二度目の政府訓令が届いた。この「山東問題ヲ未解決ノ儘放置スルハ日中両国ニ不利ナルニ付速ニ解決シ度旨中国政府ニ申入方訓令」[35]において、日本は「(前回の) 日本政府ノ申入後已ニ約三ヶ月ヲ経過セルカ、日支両国間ニ此ノ種ノ問題ヲ未解決ノ儘残シ置クコト如何ニモ遺憾ニ堪ヘス」と、苛立ちを見せ始めた。そして、「之 (山東問題) ヲ国際連盟ニ提出セムトスルカ如キハ甚謂レナキコト勿論ナルト同時ニ已ニ平和条約ニ調印セル英仏等カ支那側ノ主張ニ耳ヲ傾クベシトハ素ヨリ想像シ得サル所ナリ」と、中国の山東問題を国際連盟へ提起しようとする動きを強く牽制し、「至急我方申入通リノ措置を執ラレ」と、「遷延主義ヲ執ラムトスル」中国を督促した。この訓令は4月26日に小幡公使によって、陳籙外交総長代理に照会され、そして、4月30日に、小幡は再度陳と面会し、「本問題ハ日本政府トシテモ重要問題ナルニ付何時迄モ漠然ト放置シ難キ関係アルニ付我方申入ニ対シ公文ヲ以テ何分ノ儀回答アリタシ」[36]と強く求めた。さらに、小幡は5月13日に中国外交部に公使館員を送り、早急に山東問題の交渉を求める日本の督促に対する中国の回答を促した。

このような経緯もあって、5月22日になって、ようやく中国から山東問題に関する直接交渉拒絶の覚書を提示された[37]。この覚書のなかで、中国はまず「講和条約ニ未タ署名セサル」のと、「全国民ノ本問題ニ対スル態度ノ激昂」が、直接交渉を拒否する理由であると述べた。つづいて、山東鉄道沿線の守備に関しては、戦争が終わったことによって、日本による軍事施設の継続保持の必要性もなくなったと主張し、「膠済鉄道沿線ノ保護ヲ速ニ欧戦以前ノ状態ニ回復スルコトハ実ニ本国政府及人民ノ最モ欣然希望スル所ナル」と、日本のこれ

34) 小幡公使から内田外相へ、1920年1月24日、「山東問題日中直接交渉ニ反対スル中国ノ世論ニ関シ報告ノ件」、同上、『日本外交文書』大正9年、第2冊(上)、17－18頁
35) 内田外相から小幡公使へ、1920年4月21日、同上、『日本外交文書』大正9年、第2冊(上)、41－43頁
36) 小幡公使から内田外相へ、1920年4月30日、同上、『日本外交文書』大正9年、第2冊(上)、45－46頁
37) 發日本小幡使節略、1920年5月22日、前掲『中日関係史料－山東問題 (上)』175－176頁、小幡公使から内田外相へ、1920年5月23日、前掲『日本外交文書』大正9年、第2冊(上)、50－52頁

までの主張に反論した。さらに、「(中国) 自ラ正ニ相当ノ組織ヲ為シ以テ貴国ノ鉄道沿線軍隊ト交代シ全鉄道ノ安寧ヲ維持スヘキナリ此ノ点ハ青島還付問題ノ解決トハ全然別事トナス思フ」と強く主張した。

このような中国の主張に対して、日本は「帝国政府ノ首肯スル能ハサル所ナリ」と激しく反論し、6月11日の閣議決定と外交調査委員会の決定として、「山東問題直接交渉ニ関スル我回答覚書ヲ中国当局ニ手交方訓令ノ件」[38]を、小幡公使宛てに送った。そのなかで、日本の対ドイツ平和条約の調印によって、旧ドイツの山東における権利は当然日本に移転すると再度強調した。さらに、日本は、1918年日中間で交わされた日中交換公文を引用して、「前記公約ニ於テ支那国政府ハ此ノ移転ヲ承認スヘキコトヲ予諾セル以上右権利利益ハ既ニ当然日本ニ帰属シタルモノニシテ支那国政府ニ於テ対独平和条約ニ調印ヲ拒絶セルト否トニ依リ何等影響ヲ受クヘカラサルハ明白ノ事理タリ」と、以前と変わらない主張を繰り返した。そして、6月14日、小幡公使はこの覚書を中国の陳外交総長代理に提出した。

こうして、再三にわたって直接交渉を申し入れる日本に対して、中国は対ドイツ講和条約未調印と国内の反対論を理由に拒否し続けた。それに対して、日本の焦りも募ったが、有効な方策を見出せないままだった。そして、6月以後は、「不幸にも中国は講和条約未調印を理由に帝国の還付交渉の申し入れを拒否しているが、仮にいつか中国が交渉開始の意向があれば、帝国はそれに応ずる用意がある」[39]と消極的な姿勢で臨むしかなかった。こうして、山東問題をめぐる、日本の日中両国による直接交渉の政策は破綻することになり、日本政府の意に反して、山東問題はワシントン会議に持ち越されることになった。

2、ワシントン会議招請への動揺

パリ講和会議後のこの時期、山東問題と並行して、中国を舞台に、日本と米英との間にはもう一つの争点が存在していた。すなわち、新四国借款団問題であった。1919年5月、おなじパリで米・英・日・仏四カ国による、中国に対する新四国借款団の形成を討議する会議が開かれた。このアメリカ主導による新四国借款団の形成をめぐる、日本の対応は極めて複雑なものであった。日本は、借款団加入への同意の前提として、借款団の適用範囲より満蒙を除外することを主張し、そして、この問題をめぐって、日本と米、英、仏との間に強い摩擦が生じることになった。

日本政府は、8月7日から13日までの間に、外交調査会を三回開催し、四国借款団に関する日本の方針を検討した。その結果、前述した5月のパリにおける合意を確認した。それ

38) 内田外相から小幡公使へ、1920年6月12日、同上『日本外交文書』大正9年、第2冊(上)、52－54頁
39) 収駐日荘代辮瑔珂6日電、1920年7月7日、前掲『中日関係資料－山東問題(上)』194頁

と同時に、「右決議の確認は南満州及び東部内蒙古における日本の特殊権利及び利益に何等不利なる影響を及ぼすことあるべきものなりと解釈すべからざるは勿論なりとす」[40]との方針を決定した。さらに、内田外相は日本のこの満蒙留保主張をアメリカに通告するよう、8月17日に出淵駐米代理大使に訓令した。その内容は、「日本国民の満蒙地方に対する感覚の極めて鋭敏なるは実際の政治問題として到底之を無視すること能はざる所に属し、此の特殊なる帝国政府の立場は米国政府においても十分同情を以て諒解せられむことを希望する」[41]というような、米国の同情を訴えるものであった。

アメリカにとって、このような日本の主張は、当然説得力のあるものではなかった。そして、日本に対抗するために、8月27日アメリカはイギリスに、「アメリカは日本の満蒙留保にはあくまで反対であり、日本を除いた米、英、仏三国で借款団を形成したい」[42]意向を打診したのであった。しかし、日本を借款団から除外すれば、日本の行動に対する拘束力をもつツールはまったくなくなり、かえって日本が意のまま暴走する危険性を生じさせるという、イギリスの判断があったため、アメリカの提案は不発に終わった。

こうして、新四国借款団や中国問題をめぐる日本とアメリカの動向は、勢力圏外交と門戸開放外交というはざまにおける、両国の外交理念・方式の相違と、それによる摩擦を端的に示したものであったと言えよう。つまり、この時期の日本の政策決定者たちは、戦後の新外交の理想主義を受け入れることができなかったし、かねてから対米協調を標榜していた原内閣も、中国における日本の優越的地位の追求に固執していた。そもそも、原は、「要するに世界は英米勢力の支配となりたるが東洋に於ては之に日本を加ふ即ち日本が英に傾くと米に傾くとは彼等に取りても重大なる事件なれば云わば引張凧となるの感あり、而して我国は毎毎云う通り日英米の協調を必要とするに因りこの傾向に乗じて相当の措置を要す」[43]と考えていた。そして、三度目の日英同盟の更新が迫ってきた1921年6月の時点においても、「日本は世界より買かぶられ居る」と山県に話し、「日英同盟の更新は米国に関係なきことは勿論のことなり」[44]と、原は一貫して日英同盟の継続について楽観的に見ていた。したがって、1921年7月4日、日本政府は、「日英同盟は米国を敵視せざる旨」[45]の声明を、幣原駐米公使に発表させた。それによると、「日英両国カ本同盟ニ依リ何等米国ヲ敵トスルノ意図ヲ有セサル次第ヲ明瞭ナラシムル目的ヲ以テ……日本ハ素ヨリ英国トノ関係ヲ益々鞏ナラシムルニ

40）閣議決定「巴里四国銀行家会議ノ決議確認及満蒙ニ於ケル日本ノ特殊権益留保ノ件」1919年8月14日、『日本外交文書』大正8年、第2冊(上)、331－338頁、また『日本外交年表竝に主要文書』上、503頁、この「対華新借款団組織に関する巴里会議の決議に対する日本政府の確認」は、内田外相と高橋蔵相の連名で日本の銀行団に送られた。
41）内田外相から出淵臨時代理大使へ、1919年8月17日、『日本外交文書』大正8年、第2冊(上)、348－349頁
42）Foreign Relations of the United States, 1919, the Paris Peace Conference, 5, pp 480-482
43）前掲『原敬日記』、109頁、大正8年6月19日の条
44）同上、403頁、大正10年6月24日の条
45）前掲『日本外交年表竝主要文書』、527頁、1921年7月4日、「日英同盟は米国を敵視せざる旨の幣原駐米大使声明」

眷々タルモ同時ニ米国トノ伝統的親善関係ヲ一層増進セシメムトスル断然タル希望ヲ有ス」ものであった。こうして、日本政府は、日英同盟と日米関係は対立するものではないと表明した。さらに、7月7日、国際連盟に対して、日英同盟が7月以後に継続される場合においても、連盟規約と矛盾しない旨の通告を行い、前年の日英同盟更新のときと同じように国際連盟規約の優先を承認したのであった。

他方、イギリスは、確かに1920年の初め頃までは継続する方針だった。しかし、前述した中国政策をめぐる日米対立がますます顕著になったことにより、イギリスにも日英同盟存続の意義について再考する必要性が生じた。なぜなら、イギリス外交にとって、中国問題をめぐる日米対立に巻き込まれるのは最悪のシナリオだったからである。

そして、対米外交・対中外交がともに打開策が見出されないまま、1921年7月11日、日本はアメリカからワシントン会議参加への招請を受けた。周知のように、このワシントン会議開催に至る主要な契機は、極東問題と日英同盟継続問題であった。したがって、会議の招請は日本に大きな衝撃を与えることになった。民間のみならず、在外大使、外務省、軍関係者などを含め、国中が動揺し、「国難来れり」[46]といった危機感と恐怖感に晒された。その狼狽ぶりに驚愕した原は、「目下世間には今回の会議を国難なりとか、危機存亡の秋なりなど論じ、殆ど狼狽の情況を呈したる者もあれ共、実は余りに冷静を欠きて国家の面目上に妙ならず」[47]と日記に記したのであった。

7月22日原内閣は、「太平洋及ビ極東問題ニ関スル会議ニ対スル方針決定ノ件」[48]を閣議決定した。そのなかで、「山東問題等ノ如キハ差当リ当然議題ヨリ除外セラルヘキ」であり、「既成ノ事実又ハ特定国間限リノ問題ヲモ挙ケテ列国ノ共同討議ニ委スルカ如キハ帝国トシテ容易ニ承服ヲ難ンスル所」だと、依然として山東問題などの日本の対中国政策に係わるイシューが、国際会議などの場に上程されるのを強く警戒した。

こうして、山東問題の直接交渉の破綻による対中政策の停滞が続く中、日英同盟終止の動きも、だんだんその現実味を帯び始め、重く圧しかかってきた。このような危機的な状況に直面した日本政府は、日英同盟の解消とそれに連動する、中国における日・米・英三国関係の状況について考慮し始め、次なる対応策を急いだと考えられる。1921年9月7日、日本はこれまで譲らなかった直接交渉の条件に妥協を見せて、急遽中国に直接交渉を呼びかけたことが、その現われであると考えられる。つまり、極東問題に関しては、日本は他のどの国よりも重要な利害関係を有しているとの従来の認識に基づき、列国に裁断を下される前に主

46) 石射猪太郎『外交官の一生』読売新聞社、1972年、81－82頁
47) 前掲『原敬日記』、415頁、大正10年7月18日の条
48) 『日本外交文書』－ワシントン会議、上巻、39－42頁

導権を握ろうと考えたからである。

したがって、9月2日の閣議および外交調査会の討議を経て、中国の拒否外交によって、前年6月から、一年以上にわたって放置されたままの山東問題に関する、「山東善後措置案大綱」[49]が決定された。この大綱のなかで、日本は山東における専管・共同居留地設置案の撤回、山東鉄道延長線などに対する優先権を新四国借款団の共同事業に提供するなど、これまでなかった大幅な譲歩を提示し、9月7日、小幡駐中公使によって、中国の顔恵慶外交総長に手渡された。しかし、返答を躊躇する中国に日本の苛立ちも募り、小幡公使は政府の訓令により、23日に顔外交総長と面会し、「我方が公平妥当なる提案を為せるにも拘らず、支那側が速やかに交渉を開始するの態度を表明せず、躊躇逡巡徒に国民をして或は我提案を突き返すべしとか、或は此の侭放置して太平洋会議に持ち出すべしとか、殆ど国際礼譲をも辨へないやうな暴論を恣にせしめ、政府に於て何等指導啓発するの挙に出でず、遷延に遷延を重ねて居ることを痛切に難詰し、速かに何分の決定を為すべき」だと、強く督促した。それにもかかわらず、中国は10月5日、「若し之を以て日本最後の譲歩とせば、日本が真に本案を解決せむと欲するの誠意を表示するに足らず」だと反発し、日本の提案を拒否した。その後の19日、小幡公使が中国外交部に二回目の覚書交付を行ったが、中国は11月3日、ふたたびそれに対する反駁回答をし、日本の提案に応じなかった。

こうして、山東問題をめぐる日中間の直接交渉は、数度の激しい応酬があったにもかかわらず、結局実現されることなく、ワシントン会議の開幕を迎えたのであった。

言うまでもなく、以上のような日本のワシントン会議招請への危機的反応の背景には、当時広く浸透していた「今の世界は英米の支配する国際秩序時代」[50]といった対外観の存在があげられる。そして、長らく日本外交の後盾になっていた日英同盟もアメリカの強硬な反対によって、更新が危ぶまれ、日本はますます孤立してしまうではないのか、という危惧を覚えざるを得なかった。換言すれば、日本がこれまで展開してきた建前の戦術としての政策転換では、もはや対応しきれなくなった。好むと好まざるとに関わらず、対列強、とりわけ対米協調が日本のとりうる唯一の現実的政策選択であると認めざるをえなくなり、そして、後のワシントン会議につながっていくのであった。

49) 以下は、外務省外交資料館所蔵『内田康哉傳』－第二次外相時代（ワシントン会議関係）、第9項、「ワシントン会議と山東問題」を参照

50) 小林龍夫編『翠雨荘日記－伊東家文書』原書房、1966年、609－611頁、また、坂野潤治は「日本陸軍の欧米観と中国政策」（細谷千博・斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』所収、東京大学出版会、1978年）において、このような対外観と対中政策の関連について分析した。

おわりに

パリ講和会議が閉幕した1919年6月からワシントン会議が開幕した1921年11月までの、およそ二年半のこの期間は、世界政治のレベルにおける新秩序形成の重要な時期にあたる。それと同時に、中国外交にとっても、この時期は中国が初めて国際社会に積極的に参与していく初期段階であった。従来の山東問題に関する研究においては、この時期に焦点を合わせるものは少なく、ヴェルサイユーワシントン体制という視点から、パリ講和会議からワシントン会議にジャンプするものが一般的である。そして、時期を同じくした原内閣の外交を積極的な対米協調外交を形成したと高く評価し、原とその協調外交の後継者である幣原ラインで、経済主義的な外交理念に基づく新しい中国政策に転換を図っていったと主張する先行研究が多く見られる。確かに原は組閣する前から在任中に至って、対米重視をしきりに唱えてきた。しかし、中国問題をめぐり、パリ講和会議以来の原内閣が行ってきた一連の政策とその影響を詳細に見ると、戦後の時代潮流に乗じて、積極的に対米協調政策を形成していったというよりも、消極的なその場しのぎ的政策が多いと言わざるを得ない。

したがって、本稿は、日本と中国のこの時期における外交動向の比較を踏まえながら、パリ講和会議で懸案となった山東問題の解決をめぐる両当事国である日本と中国が、国際情勢の変化に対応しながら、異なった外交構想による政策の展開過程を考察してきた。明らかにしたのは、主に以下の二点である。

第一に、不本意な結果で終わったパリ講和会議以後、中国がどのような国際認識と政策ビジョンを持って山東問題の解決に取り組んだのかを明らかにした。日本との国際的地位と軍事力の差が歴然としている現状に鑑み、中国は、日本との二国間外交は自らに不利であると判断し、意識的に多国間外交と連動して日中間の懸案を解決しようとした。とりわけ、パリ講和会議からの対米協調の姿勢は終始貫き通された。このような中国の政策展開を可能にしたのは、言うまでもなく、第一次世界大戦後、中国を取り巻く国際環境が大きく変化したことと、ウィルソン大統領の主張に代表される新外交の理想主義が、新たな国際政治の規範として定着しつつあった背景があったからである。したがって、中国は、一方において日本からの直接交渉の提案を拒否しつづけ、他方においては、国際連盟の創立から第一、二回目の大会への参加まで、非常任理事国の選出、多くの国際連盟会費の拠出など幾分背伸びした外交を展開した。それによって、山東問題は、パリ講和会議から2年半後に開かれたワシントン会議に持ち越された。ようするに、戦後の国際政治の潮流を能動的に受け入れ、自らの積極的な国際社会への進出を通じて、国際システムにおけるプレゼンスを高め、ワシントン会議における山東問題の解決や不平等条約の改正に有利な国際環境を作り出すことに成功した。

第二に、上述した中国の積極的な外交姿勢とは対照的に、この時期の原内閣の外交は依然として、旧外交を軸とした二国間協調外交に固守し、パリ講和会議につづいて戦後の国際環境の変化に消極的な態度で臨んだことを明らかにした。そもそも、原内閣は国際連盟について懐疑的な見方しか持たなかったし、中国国内の高揚するナショナリズムとそれに後押しされた中国外交の成長についても的確な理解ができないままでいた。山東問題が国際会議に上程され、列国が介入することは、日本がもっとも回避したかった最悪のシナリオであった。だから、日本は終始日中両国による直接交渉に固執したのであった。しかし、それにもかかわらず、中国の拒否外交によって、日中間の直接交渉は結局一度も行われることなく、ワシントン会議における解決に委ねることになった。つまり、この時期の日本外交は、先手を取られた政策展開しかできなかったし、アメリカの主導する戦後国際秩序と中米の提携に強い疎外感と孤立感を覚え始めるようになった。そして、当然のことで、パリ講和会議期に頂点を極めた対米・対中関係の悪化も改善にも程遠かった。

なお、ワシントン会議において、中国問題めぐる日・米・中の応酬と、日本と中国がワシントン体制を受容した要因などに関しては、また稿を改めて検討する必要はあるが、少なくともこの時期に、日中両国と、両国を取り巻く国際環境を左右するアメリカとイギリスの、ワシントン会議とそれ以後の政策につながる土台が形成されたと考えられる。